

[重要事項説明書]

2024年4月1日

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口
電話 027-254-1400(8時30分～17時30分)
ご不明な点は、遠慮なくおたずねください。

2. 社会福祉法人 清栄会 清里荘 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	社会福祉法人清栄会 清里荘
所在地	群馬県前橋市青梨子町 503 番地
介護保険指定番号	居宅介護支援 群馬県 1070100167 号
サービスを提供する地域*	前橋市・渋川市・高崎市(旧群馬町)・榛東村・吉岡町

* 上記以外の方でも、ご希望の方はご相談下さい。

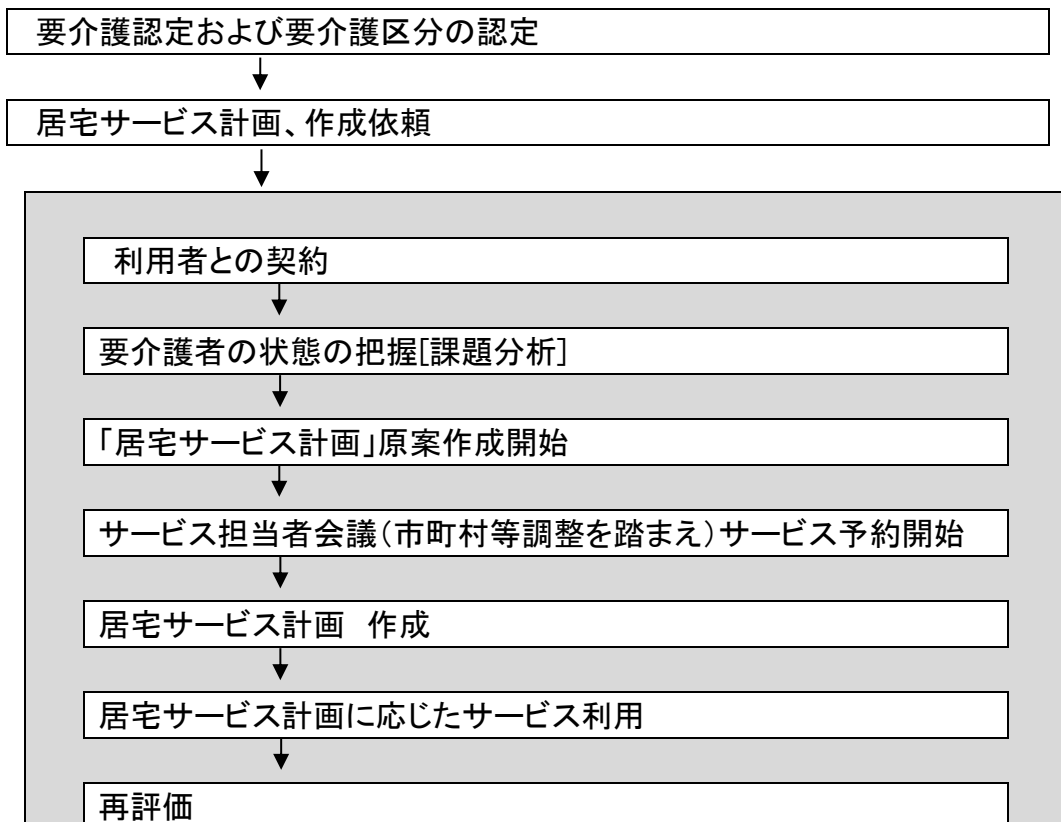
(2) 同事業所の職員体制

管理者 主任介護支援専門員 常勤(兼務) 1名
 介護支援専門員 主任介護支援専門員 常勤(専任) 1名
 介護支援専門員 常勤(兼務) 1名

(3) 営業時間

月曜～土曜日 8時30分～17時30分
 緊急連絡電話 027-254-1400

3. 居宅介護支援の申し込みから提供までの流れと主な内容



4.利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されますので自己負担はありません。

基本料金

居宅介護支援費 I (40 件未満)	要介護 1~2(居宅支援 I 1)	1,088 単位/月
	要介護 3~5(居宅支援 I 2)	1,411 単位/月

その他の加算

項目	負担額	算定要件
初回加算	300 単位/月	以下の①~③のいずれかの要件を満たすこと ①新規に居宅サービス計画を作成した場合 ②要支援者が要介護認定を受けた場合 ③要介護状態区分が2段階以上変更となった場合
入院時情報連携加算	(I) 250 単位/月 (II) 200 単位/月	入院に当たって、病院の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合
退院・退所加算	450 単位/回(無) 600 単位/回(有) (カンファレンス無・有)	退院または退所に当たって、病院の職員と面談して利用者に関する情報の提供を求める等の連携を行った場合
通院時情報連携加算	50 単位/月	診察に同席し、医師等と情報連携を行い居宅サービス計画等に記録した場合
緊急時等 居宅カンファレンス加算	200 単位/回	病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合

* 1 単位あたり…10.21 円

(2) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。保険者(区市町村)への居宅サービス計画の届出が終了後に解約した場合も、料金は一切かかりません。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話、又は直接窓口で相談してください。担当職員がお伺いいたします。
契約を締結したのち、サービスを開始いたします。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が非該当(自立、要支援 1・2)と認定された場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

④ サービスの終了について

ご利用者やご家族等が当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、暴言・暴力、又は迷惑行為、過大な請求や信用を傷つける行為等により本契約を継続することが困難となった場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。

6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 基本方針

- ① 本事業所は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営めるよう配慮した援助に努める。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に利用できるよう配慮して行なう。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供されるサービス等が特定の居宅サービス事業者、特定の種類、または特定の事業者に不当に偏することのないよう公正中立に複数の事業者の紹介を求める事が可能であり、ケアプランを位置づけた理由を求める事が可能である事を説明する。
- ④ 事業の運営にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

- ① 利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、サービスの種類、内容、利用料等について説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑤ その他居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行いません。
- ⑥ 利用者およびその家族と毎月訪問、面接をして経過の把握に努めます。
- ⑦ サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。
- ⑧ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化に応じて居宅サービス計画変更の支援等の必要な対応をします。
- ⑨ 事業者は、利用者が病院及び介護保険施設等への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。
- ⑩ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。
- ⑪ 病院又は診療所に入院する必要がある場合には、ご本人またはご家族から担当する介護支援専門員の名前や当事業所の連絡先を伝えていただき、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援します。

7. 事故発生時の対応

当事業所は、万全の体制で指定居宅介護支援のサービス提供にあたりますが、万一事故が発生した場合には、速やかにご契約者及びその家族等に、ご連絡するとともに、事故に遭われた方への救済、事故拡大の防止などの必要な措置を講じます。また、ご契約者に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに対応します。

8. 相談・要望・苦情等の窓口

居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・要望・苦情等は下記窓口までお申し出ください。

(1) 当事業所の苦情受付

☆社会福祉法人清栄会 清里荘 TEL 027-254-1400
[受付] 月曜日～土曜日 8:30～17:30 *027-254-1513 でも受付します。
[担当] 介護支援専門員 高橋 博美

(3) 行政機関・その他苦情受付機関

☆前橋市役所 介護保険課 TEL 027-224-1111
前橋市大手町 2-12-1

☆群馬県国民健康保険連合会・介護保険課 TEL 027-290-1323
前橋市元総社町 335-8

☆社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会
前橋市新前橋町 13-12 TEL 027-255-6669

☆その他お住まいの市町村 介護保険窓口
高崎市役所 長寿社会課・介護保険室 TEL 027-321-1250
高崎市高松町 35-1

渋川市役所 高齢福祉課 TEL 0279-22-2111
渋川市石原 80

榛東村役場 健康保険課 TEL 0279-54-2211
榛東村大字新井 790-1

吉岡町役場 健康福祉課 TEL 0279-54-3111
吉岡町大字下野田 560

社会福祉法人清栄会清里荘 居宅介護支援 を継続利用するに当たり、重要事項説明書について説明を受け、十分に理解した上で同意します。
事業所が記名、押印の上、各 1 通を保有するものとします。

年 月 日

事業者 (住 所) 前橋市青梨子町 503 番地
(名 称) 社会福祉法人清栄会 清里荘 印
群馬県 1070100167
(代表者) 所長 高橋 博美
(説明者) _____ 印

契約者 (住 所) _____
(利用者)
(氏 名) _____ 印

身元保証人 (住 所) _____
(氏 名) _____ 印
(続 柄) _____